

Marieta (マリエータ) 募集要項 R3年 Ver.12



所在地:市原市ちはら台西1丁5番2

マリエータ〇〇〇号室(住居表示)

貸主:(契約者名)千葉市美浜区高浜5-9-9

株式会社イ・アルテス 代表取締役 小坂恵美

電話:043-304-5551

FAX:043-304-5552

E-Mail: y_artes@aquaplala.or.jp

【賃貸借契約条件】

二人居住可 但し、文書による届出(要)

ペット可 但し、ペットの種類等は貸主の承諾(要)

入居時 礼金:なし

敷金:1ヶ月(ペット契約の場合ペット契約と特約に記す)

更新料:1ヶ月(2年間の契約期間とする)

保険加入 当社指定 個人生活用動産保険2年間15,000円
(借家人賠償責任保険含む)

自動更新時には継続必須

契約書式

但し、法人フリート加入の場合は加入済みの写しで募集会社の書式(但し、国交省指針準拠のもの)

保証会社を付す(保証会社は募集会社の選定で可)

賃料

月末までに前家賃を当社指定の下記口座へ振込む
りそな銀行 千葉支店 普通口座:1729463

カ)イ・アルテス

特約事項

- 賃貸借契約は2年毎の自動更新とし、更新日前迄に更新料として、新家賃1ヶ月相当分を前記口座へ更新日までに振込むこと。
個人契約の場合、保証会社の保証を付すこと。
自動更新の際、個人契約の場合は当該保証契約も継続し、併せて、当社((株)イ・アルテス)指定の個人生活用動産保険(2年間)を更新すること。
- 退去時に、入居期間の長短に関わらず室内清掃費用として(契約㎡×1000円+退去時の消費税率の消費税額)、ACクリーニング費用(10,000円+退去時の消費税率の消費税額)を借主が負担する。
- 退去時に、借主の故意過失が原因による壁、床等の破損又は、喫煙が原因による汚損の修復が必要と認められる場合、管理会社指定の業者による見積もり

に基づき特別クリーニングまたは張替えの費用を借主が別負担する。

4. ペット契約の場合、契約書特約事項にペット契約である旨を明示し、退去時に特別清掃費用（契約㎡×1500円＋退去時の消費税率の消費税額）、ACクリーニング（10,000円＋退去時の消費税率の消費税額）及び消毒費用（10,000円＋退去時の消費税率の消費税額）を借主が負担する。
5. 借主が入居後ペットを飼いたい場合、貸主に申し出を行い、当該ペットに付き承諾を得る事。
承諾があった場合、ペット契約特約を承諾する旨の覚書を締結するものとする。

建物管理等
管理会社

共用部分清掃 原則週1回 巡回 週1, 2回程度
株式会社 イ・アルテス
電話：043-304-5551
FAX：043-304-5552
E-Mail: y_artes@aqua.plala.or.jp

※Marietaは予めインターネットフリーの仕様となっておりLANジャック接続にてインターネットにアクセス可能ですので、入居者の個人負担でのネット契約に関して、物理的設備設置工事を伴う契約については、「認められません」ので予めご留意下さい。